

介護関係職員医療連携支援事業実施要綱

1 目的

医療的ケアが必要な高齢者の増加に対応するため、介護関係職員が医療に関する知識を深めるための研修等を実施することにより、介護関係職員や地域のケアの質の向上を図るとともに、医療関係者との連携を促進することを目的とする。

2 事業内容

事業の実施主体は、1の目的を達成するため、地域において取り組むべき共通課題を把握するとともに、その解決に資する研修テーマを定めて、医療従事者又は専門家を講師とし自主的な研修や学習会を開催する。内容は講義に限らず、グループワークや体験学習などを通じ、介護従事者と医療従事者が、具体的な「事例」を検討することにより、医療や介護に関する専門知識や情報の共有化を図り、地域における適切な支援の方法などが習得できるよう工夫するものとする。

(1) 研修テーマ及び講師について

次の(ア)～(キ)の事項から、事業所の実情に応じて研修テーマを定める。

	研修テーマ	講師
(ア)	介護施設における急変時の対応・救急との情報連携	医師、看護師、救急救命士
(イ)	高齢者のうつと意欲を引き出す関わり方	精神科医、保健師、看護師
(ウ)	高齢者の熱中症の予防、発生時の対応方法	医師、保健師、看護師
(エ)	介護従事者ができる口腔機能の向上のためのケア	歯科医師、歯科衛生士（認定歯科衛生士が望ましい）
(オ)	施設利用者の栄養状態の把握、食事と栄養改善のためのケア	医師、管理栄養士
(カ)	介護従事者ができる看取りケア・家族へのグリーフケア	医師、看護師（認定看護師が望ましい）
(キ)	介護従事者における薬剤の知識向上	医師、薬剤師

なお、上記に準ずるテーマ及び講師による研修を実施する場合は、北海道（以下、「道」という。）へ協議するものとする。

(2) 講師派遣について

実施事業所は、医療関係団体、職能団体及び医療機関に対し講師派遣を依頼する。

(3) 結果報告

実施結果については、事業実施報告書にまとめ、道へ提出する。

(4) 介護事業所間の情報共有について

道は、実施事業所の研修による成果を共有し、他事業所の医療介護連携に係る効果的な取り組みを支援するため、(3)結果報告で掲げる事業実施報告書をホームページで公開する。

3 実施主体

2で掲げる事業の実施主体は、次の介護サービス施設・事業所とする。

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、夜

間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設に係る施設・事業所

4 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。